

証券コード：4840

平成30年3月2日

株 主 各 位

東京都千代田区紀尾井町4番1号  
株式会社トライアイズ  
代表取締役社長 池田均

## 第23回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第23回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成30年3月22日（木曜日）の午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

### 【郵送による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

### 【インターネットによる議決権行使の場合】

49頁の＜インターネットによる議決権行使のご案内＞をご高覧のうえ、当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net/>)により、上記の行使期限までに議案の賛否をご入力ください。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年3月23日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区紀尾井町4番1号  
ホテルニューオータニ ガーデンコート5階 『シリウス』
3. 目的事項  
報告事項 1. 第23期（平成29年1月1日から平成29年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第23期（平成29年1月1日から平成29年12月31日まで）計算書類報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額設定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件
- 第8号議案 取締役に対するストックオプションの報酬額及び具体的内容決定の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.triis.co.jp/stock/soukai/teiji23.html>) に掲載させていただきます。

本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.triis.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には記載しておりません。

- ① 連結計算書類の「連結注記表」
- ② 計算書類の「個別注記表」

したがいまして、本招集ご通知提供書面は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

**【お知らせ】**

第23回定時株主総会の決議内容につきましては、株主総会終了後、当社ホームページ (<http://www.triis.co.jp/>) に掲載いたしますのでご参照願います。

## 事業報告

(平成29年1月1日から  
平成29年12月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、政府及び日銀の政策を背景に企業業績及び雇用情勢が改善し、緩やかな回復基調を続けております。一方で、米国新政権の政策動向、中国をはじめとする新興国の経済動向及び緊迫化する北朝鮮情勢などの不確実性により、世界情勢及び世界経済については、依然不透明な状況が継続しております。

そのような経済環境のなか、トライアイズグループは、景気変動の影響を受けない企業グループとして、小さくとも知性を使って、その世界ではNo. 1 となり光る企業グループを目指すという方針のもと「イノベーションによるコスト優位の確立」を最重要目標とし、売上が減少しても黒字化できる体質づくりを続けており、営業利益、経常利益及び最終利益の黒字化（いずれも連結ベース）を目指しております。

これらの結果、当連結会計年度における当社グループの売上高は1,777百万円（前期比12.5%増）と前期より増加したほか、前期に引続き経費の削減に努めた結果、販売費及び一般管理費は939百万円（前期比1.6%増）と前期とほぼ同水準となりました。この結果、営業損失は109百万円、（前期は336百万円の営業損失）、経常損失は53百万円（前期は447百万円の経常損失）となりました。また、収益物件をはじめとする固定資産の売却により、税金等調整前当期純利益は178百万円（前期は451百万円の税金等調整前当期純損失）、親会社株主に帰属する当期純利益は135百万円（前期は494百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）といずれの利益も前期を上回る結果となりました。

当連結会計年度におけるセグメント別の取組みと業績につきましては次のとおりであります。

建設コンサルタント事業においては、従来型ダム関連業務、河川防災・減災対策業務及び海岸保全業務を中心に受注しました。前期からずれ込んだ大型案件の完成を取り込めたほか、受注高も堅調に推移したものの、当期受注案件に対応する人員体制の整備が遅れ、売上高及び営業利益が当初の予想を下回ることとなりました。今後も発注比率が高まっている防災・減災対策関連業務やダム、河川構造物、海岸・港湾分野の維持管理を中心とした継続性の高い業務の受注シェア拡大と生産性の向上により収益の改善を図ります。これらの結果、売上高は1,028百万円（前期比29.6%増）、40百万円の営業損失（前期は320百万円の営業損失）となりました。

次に、ファッションブランド事業においては、前述のとおり景気が回復基調にあるものの、個人消費の節約志向は依然として強く、前期に引続き厳しい経営環境となりました。そのような環境のなか、ブランドC L A T H A Sについて、ロイヤルティビジネスによる安定的な収益を確保するほか、新たな顧客を獲得するため、今後成長が見込める販路の開拓を継続して進めております。また、台湾現地法人の拓莉司国際有限公司においても、ブランド認知の拡大に努め、国内外を問わず、ライセンス事業の強化による収益の拡大を図ります。

濱野皮革工藝(株)については、百貨店向け売上高が当初の予想を下回ったため、売上高及び営業利益が当初の予想を下回ることとなりました。今後もブランド価値を向上させるための施策、物流費用の削減及び原価低減等、生産性向上のための施策に継続的に取り組んでまいります。(株)セレクトティブについては、東京ブラウス(株)及び濱野皮革工藝(株)との連携を強化するほか、購買意欲を高める魅力的なサイトの運営を行い、Eコマースによる売上シェアの拡大を目指します。

これらの結果、売上高は679百万円（前期比12.2%減）、6百万円の営業損失（前期は2百万円の営業利益）となりました。

最後に投資事業においては、前連結会計年度より米国の子会社TRIIS INTERNATIONAL AMERICA INC.において、住居用物件と工業用物件の賃貸を行っております。今後は商業用物件の取得についても、継続して検討していく予定であります。当期は通年の売上計上（前期は第2四半期より売上計上）となった結果、売上高は69百万円（前期比522.3%増）、17百万円の営業利益（前期は26百万円の営業損失）となりました。

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施しました企業集団の設備投資額は6百万円であり、その主なものは米国での賃貸不動産に係る什器備品、建設コンサルタント事業における解析ソフトウェア及びファッションブランド事業における物流設備であります。

## ③ 資金調達の状況

当連結会計年度において新規の資金調達は行っておりません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

項目	第20期 (平成26年12月期)	第21期 (平成27年12月期)	第22期 (平成28年12月期)	第23期 (当連結会計年度) (平成29年12月期)
売上高	千円 3,481,785	千円 2,473,744	千円 1,578,908	千円 1,777,412
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	千円 137,628	千円 219,053	千円 △494,792	千円 135,211
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	円 12.33	円 22.69	円 △56.52	円 16.03
総資産	千円 7,203,060	千円 6,381,130	千円 5,860,928	千円 6,041,894
純資産	千円 6,465,374	千円 5,812,557	千円 5,083,194	千円 5,130,942
1株当たり純資産額	円 590.63	円 641.61	円 578.41	円 599.04

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

## ① 親会社の状況

該当事項はありません。

## ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率(%)	主要な事業内容
TRIIS INTERNATIONAL AMERICA INC.	200万米ドル	100.00	投資事業
K I P L L C	1,000米ドル	100.00	投資事業
拓莉司国際有限公司	350万台湾ドル	100.00	ファッションブランド
(株) トライアイズ ビジネスサービス	500万円	100.00	シェアードサービス
(株) セレクティブ	500万円	100.00	ファッションブランド
東京ブラウス(株)	1000万円	100.00	ファッションブランド
濱野皮革工芸(株)	3150万円	100.00	ファッションブランド
(株) クレアリア	1000万円	100.00	建設コンサルタント

### ③ 特定完全子会社に関する事項

会社名	住所	株式の帳簿価額 百万円	当社の総資産額 百万円
濱野皮革工芸(株)	東京都北区豊島8丁目4番1号	1,552	7,464
株 クレアリア	東京都北区豊島8丁目4番1号	2,513	

### (4) 対処すべき課題

当社グループは、景気変動の影響を受けない企業グループとして、小さくとも知性を使って、その世界でNo.1となって光る企業グループを目指しております。そして当社グループの経営理念・企業理念を全うすることで社会貢献のできる企業グループになり、厳しい経営環境下にあっても着実に業績を伸ばし企業価値を向上させたいと考えております。そのためには以下の課題に対処していく所存です。

#### ① イノベーションによるコスト優位の確立

当社グループは、事業セグメントを問わず、イノベーションによるコスト優位の確立を目指してまいりましたが、ほぼ終了したと考えております。今後はさらに一歩進めて、生産性の向上に注力する体制づくりを強化してまいります。成果を増やすために安易な資源投資、単なるコスト削減といった誤った認識ではなく、付加価値を上げる方法を考えてまいります。

#### ② 人材の評価・育成及び確保

当社グループの事業を推進していくうえで必要な専門知識と豊富な経験を持った優秀な人材の確保は当然のことと認識しております。生産性を上げる体制を築くことで、必然的に人材の成長が可能と考えます。生産性の伸びを評価する組織を目指し、労働の質を意識した環境を作り、関わる人材のモチベーションを高め、目的意識を保てるように努めてまいります。

#### ③ 新規事業ポートフォリオの取得

当社の事業は、持株会社として事業ポートフォリオの子会社群を経営・統括することです。既存3事業ポートフォリオの業績を向上させるのは勿論ですが、景気変動の影響を受けない企業グループになる必要があると考えております。したがって、既存事業の再構築と同時に新規事業ポートフォリオの取得が重要な戦略となります。事業実態があり、レバレッジが高くなく、既存事業とは異業種の事業を中心に探してまいります。

### (5) 主要な事業内容 (平成29年12月31日現在)

当社グループ(当社及び当社の子会社)は、当社(株)トライアイズ)、子会社8社(TRIIS INTERNATIONAL AMERICA INC.、KIP LLC、拓莉司国際有限公司、株)トライアイズビジネスサービス、株)セレクトティブ、東京ブラウス株)、濱野皮革工芸株)、株)クレアリア)で構成されております。

当社グループの事業内容及び当社と主要関係会社の当該事業に係る位置付けは次のとおりであります。

① 建設コンサルタント事業

主要な事業は、社会資本整備、特にダム・河川・海岸などの水関連分野における事業者である国・地方公共団体・公団などに対する企画・調査・分析・試験・計画・施工管理等事業執行を支援することです。子会社である㈱クリアリアが本事業にあっております。

なお、㈱クリアリアは、高速画像配信ソフトであるZOOMA、情報漏洩防止ソフトであるOmniTrustの商品群を擁するITソリューション事業も行っております。

② ファッションブランド事業

主要な事業は、婦人服、ハンドバッグをはじめとする革製品などの企画・製造卸・インターネット販売を主軸とする販売を子会社である㈱セレクトティブ、東京ブラウス㈱、濱野皮革工藝㈱が行っております。また、戦略的海外拠点として拓莉司国際有限公司がライセンス事業を実施しております。

③ 投資事業

主要な事業は、米国国内での不動産・証券投資です。子会社であるTRIIS INTERNATIONAL AMERICA INC.が行っております。レント・インカムを中心とするインカムゲインを獲得し、長期的には外国為替利益を含むキャピタルゲインを目指し運用しております。

④ シェアードサービス

当社グループの管理部門業務（総務・人事・経理・情報システム）を子会社である㈱トライアイズビジネスサービスが統括しております。

(6) 主要な営業所及び工場（平成29年12月31日現在）

㈱ ト ラ イ ア イ ズ	本 社：東京都千代田区
TRIIS INTERNATIONAL AMERICA INC.	本 社：米国ハワイ州
拓 莉 司 国 際 有 限 公 司	本 社：台湾台北市
㈱ ト ラ イ ア イ ズ ビ ジ ネ ス サ ー ビ ス	本 社：東京都北区
㈱ セ レ ク テ イ ブ	本 社：東京都北区
東 京 ブ ラ ウ ス ㈱	本 社：東京都北区
濱 野 皮 革 工 藝 ㈱	本 社：東京都北区 工 場：長野県北佐久郡
㈱ ク レ ア リ ア	本 社：東京都北区

(7) 使用人の状況（平成29年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事 業 部 門	使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
建 設 コ ン サ ル タ ン ト 事 業	24 (22) 名	－ (△1) 名
フ ァ ッ シ ョ ン ブ ラ ン ド 事 業	22 (11)	－ (△3)
投 資 事 業	1 (0)	－ (－)
全 社 ( 共 通 )	8 (1)	1 (－)
合 計	55 (34)	1 (△4)

(注) 使用人数は就業人員であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 事 業 年 度 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
7 (－) 名	△1 (－) 名	35.0歳	4.9年

(注) 1. 使用人数は就業人員であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 使用人数には、当社から社外への出向者1名を含みます。

(8) 主要な借入先の状況（平成29年12月31日現在）

借 入 先	借 入 額
First Hawaiian Bank	1,946,540米ドル

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成29年12月31日現在）

① 発行可能株式総数 47,000,000株

② 発行済株式の総数 8,900,000株

(注) 平成29年12月29日付で実施した自己株式の消却により、前期末と比べて600,000株減少しております。

③ 株主数 18,226名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
池田均	335,650株	4.02%
BANK JULIUS BAER AND CO. LTD. SINGAPORE CLIENTS	213,860	2.56
竹林義則	210,000	2.51
佐藤有希子	178,000	2.13
桑島勝典	140,450	1.68
清水豊晴	111,000	1.33
梶原隆徳	98,500	1.18
鈴木富男	86,400	1.03
鶴見達也	83,100	0.99
関光江	78,900	0.94

(注) 1. 当社は、自己株式を560,340株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

## (2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況(平成29年12月31日現在)

発行決議の日	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類と数	新株予約権の払込金額	新株予約権の行使時の払込金額(1株当たり)	新株予約権の行使期間	新株予約権の行使の条件	役員の保有状況	
							取締役(社外取締役を除く)	監査役
平成23年4月15日の取締役会(第1回株式報酬型新株予約権)	400個	普通株式 40,000株 (新株予約権1個当たり100株)	無償	1円	自平成23年5月18日 至平成53年5月17日	(注)1.	400個 (2名)	0個
平成24年4月16日の取締役会(第2回株式報酬型新株予約権)	760個	普通株式 76,000株 (新株予約権1個当たり100株)	無償	1円	自平成24年5月21日 至平成54年5月16日	(注)1.	760個 (2名)	0個
平成25年4月15日の取締役会(第3回株式報酬型新株予約権)	950個	普通株式 95,000株 (新株予約権1個当たり100株)	無償	1円	自平成25年5月16日 至平成55年5月15日	(注)1.	950個 (2名)	0個
平成26年4月15日の取締役会(第4回株式報酬型新株予約権)	880個	普通株式 88,000株 (新株予約権1個当たり100株)	無償	1円	自平成26年5月17日 至平成56年5月16日	(注)1.	820個 (2名)	60個 (2名)
平成27年4月15日の取締役会(第5回株式報酬型新株予約権)	990個	普通株式 99,000株 (新株予約権1個当たり100株)	無償	1円	自平成27年5月18日 至平成57年5月15日	(注)1.	920個 (2名)	70個 (2名)
平成28年4月15日の取締役会(第6回株式報酬型新株予約権)	370個	普通株式 37,000株 (新株予約権1個当たり100株)	無償	1円	自平成28年5月17日 至平成58年5月16日	(注)1.	340個 (4名)	30個 (2名)
平成29年4月17日の取締役会(第7回株式報酬型新株予約権)	490個	普通株式 49,000株 (新株予約権1個当たり100株)	無償	1円	自平成29年5月16日 至平成59年5月15日	(注)1.	490個 (5名)	0個

(注) 新株予約権の行使の条件

(注) 1.	<ul style="list-style-type: none"> <li>(i) 新株予約権者は、割り当てられた本新株予約権の割当個数の全部を一括して行使する。</li> <li>(ii) 新株予約権者の相続人は本新株予約権を承継し、新株予約権者が死亡した日から1年間に限り本新株予約権を行使できる。</li> <li>(iii) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から30日間以内に限り本新株予約権を行使できる。</li> </ul>
--------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

発行決議の日	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類と数	新株予約権の払込金額	新株予約権の行使時の払込金額(1株当たり)	新株予約権の行使期間	新株予約権の行使の条件	交付状況	
							当社使用人	子会社の役員及び使用人
平成29年4月17日の取締役会(第15回新株予約権)	670個	普通株式 67,000株 (新株予約権1個当たり100株)	無償	331円	自平成31年5月13日 至平成39年5月12日	(注)1.	60個 (1名)	610個 (27名)

(注) 新株予約権の行使の条件

(注) 1.	<p>(i) 本新株予約権者は、権利行使時において当社若しくは当社子会社の取締役又は従業員の地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合は、この限りではない。</p> <p>(ii) 本新株予約権者の相続人は、本新株予約権を行使することができない。</p> <p>(iii) 当社と本新株予約権者との間で締結した新株予約権割当契約に定めるその他の条件に違反していないこと。</p>
--------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役及び監査役の状況 (平成29年12月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	池田均	TRIIS INTERNATIONAL AMERICA INC取締役 拓莉司国際有限公司取締役 ㈱トライアイズビジネスサービス取締役 ㈱セレクトィブ取締役 東京ブラウス㈱取締役 濱野皮革工藝㈱取締役 ㈱クリアリア代表取締役社長
代表取締役副社長	佐藤有希子	TRIIS INTERNATIONAL AMERICA INC.代表取締役社長 拓莉司国際有限公司代表取締役社長 ㈱トライアイズビジネスサービス取締役 ㈱セレクトィブ代表取締役社長 東京ブラウス㈱代表取締役社長 濱野皮革工藝㈱代表取締役社長 ㈱クリアリア取締役
取締役	関光江	総務部長 ㈱トライアイズビジネスサービス代表取締役社長
取締役	高井章吾	藤林法律事務所パートナー ㈱ノダ社外取締役
取締役	足羽由美子	足羽会計事務所所長 静岡県信用金庫協会監事 地方独立行政法人静岡市立静岡病院評価委員会委員
常勤監査役	下村昭彦	
監査役	西村利行	
監査役	松本理美	松本理美税理士事務所所長

- (注) 1. 平成29年3月23日開催の第22回定時株主総会終結の時をもって、取締役桑島勝典氏は任期満了により退任いたしました。
2. 平成29年3月23日開催の第22回定時株主総会において選任され就任した取締役梶原隆徳氏は、平成29年7月31日をもって辞任により退任いたしました。同氏の辞任時の担当は経営企画部長及び情報システム部長であります。
3. 平成29年3月23日開催の第22回定時株主総会において選任され就任した監査役黄瀬将美氏は、平成29年11月12日逝去により退任いたしました。なお、同氏の在任期間中の重要な兼職の状況は、ながら・アセット・マネジメント㈱取締役であります。また、同日付で平成29年3月23日開催の第22回定時株主総会において会社法第329条第3項に定める補欠監査役に選任された松本理美氏が監査役に就任しました。
4. 取締役高井章吾氏及び足羽由美子氏は社外取締役であります。

5. 監査役下村昭彦氏、西村利行氏及び松本理美氏は社外監査役であります。
6. 監査役松本理美氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 当社は、高井章吾氏及び足羽由美子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## ② 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	6名 (2名)	166百万円 (5百万円)
社 外 監 査 役	4名	13百万円
合 計	10名	179百万円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成12年5月26日開催の第5回定時株主総会において年額500百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また別枠で、平成23年3月25日開催の第16回定時株主総会において、ストックオプション報酬額として年額100百万円以内と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成12年5月26日開催の第5回定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。また別枠で、平成26年3月26日開催の第19回定時株主総会において、ストックオプション報酬額として年額5百万円以内と決議いただいております。
4. 上記の報酬等の額には、取締役5名に対するストックオプションによる報酬額14百万円が含まれております。

## ③ 社外役員に関する事項

1. 他の法人等との兼職状況（他の法人等の業務執行者である場合）及び当社と当該他の法人等との関係
  - イ. 取締役高井章吾氏は、藤林法律事務所のパートナーを兼務しております。当社と、藤林法律事務所との間には特別の関係はありません。
  - ロ. 取締役足羽由美子氏は、足羽会計事務所所長、静岡県信用金庫協会の監事及び地方独立行政法人静岡市立静岡病院評価委員会の委員を兼務しております。当社と、足羽会計事務所、静岡県信用金庫協会及び地方独立行政法人静岡市立静岡病院評価委員会との間には特別の関係はありません。
  - ハ. 監査役松本理美氏は、松本理美税理士事務所所長を兼務しております。当社と、松本理美税理士事務所との間には特別の関係はありません。
- 二. 平成29年11月12日をもって逝去により退任いたしました黄瀬将美氏は、ながら・アセット・マネジメント(株)の取締役を兼務しておりました。当社と、ながら・アセット・マネジメント(株)の間には特別の関係はありません。

## 2. 他の法人等の社外役員の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

- イ. 取締役高井章吾氏は、(株)ノダの社外取締役を兼務しております。当社と、(株)ノダの間には特別の関係はありません。

## 3. 当事業年度における主な活動状況

		出席状況及び発言状況
取締役	高井章吾	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席いたしました。取締役会において、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
	足羽由美子	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席いたしました。取締役会において、税理士として培われた豊富な経験と高い見識から適宜発言を行っております。
監査役	下村昭彦	当事業年度に開催された取締役会13回全て、監査役会13回全てに出席いたしました。取締役会及び監査役会において、会社経営の実務経験者としての専門的見地から適宜発言を行っております。
	黄瀬将美	平成29年11月12日逝去による当社社外監査役退任まで取締役会11回全て、監査役会11回全てに出席いたしました。取締役会及び監査役会において、長年会社経営に携わった経験と知見から適宜発言を行っております。
	西村利行	当事業年度に開催された取締役会13回全て、監査役会13回全てに出席いたしました。取締役会及び監査役会において、金融機関に長年携わった豊富な経験と幅広い知識から適宜発言を行っております。
	松本理美	会計事務所所長を兼任していることもあり、平成29年11月12日の社外監査役就任以降に開催された取締役会2回、監査役会2回に出席できませんでした。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が8回ありました。

## 4. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、2百万円又は法令の定める額のいずれか高い額としております。

また、平成29年11月12日をもって逝去により監査役を辞任いたしました黄瀬将美氏との間に同様の契約を締結しておりました。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 清陽監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区別しておりませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には金融商品取引法に基づく報酬等の額を含めております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の遂行状況及び報酬見積りの算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 会計監査人の業務停止処分に関する事項

該当事項はありません。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人清陽監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は23百万円又は法令の定める額のいずれか高い額としております。

## (5) 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

当社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針（「内部統制システムに関する基本方針」）の内容は次のとおりであります。

### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人の職務の執行が法令、定款及び各社内規程に適合することを確保するため、各部門の担当取締役及び担当執行役員は当該担当部門におけるコンプライアンスを徹底する体制を構築する。総務部門は、全社横断的なコンプライアンス体制の整備と問題点の把握・改善に努める。

また、当社のコンプライアンスの強化・推進を図るためにコンプライアンス委員会を設置し、法令・諸規則の遵守状況の監視、関連規程の整備及び役職員に対しての研修等を実施する。コンプライアンス委員会は、社長直属の組織とし、法令・諸規則の遵守状況並びに関連規程の制定改廃の可否を社長に報告し、その内容を定期的に取締役会及び監査役会に報告するものとする。

取締役が、他の取締役の法令、定款又は関連規程の違反行為を発見した場合は、直ちに監査役・取締役会に報告するなど、コンプライアンス体制を強化する。

### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令及び社内規程に従い、取締役の職務の執行に係る文書・記録等の保存及び管理を行う。

### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各部門の担当取締役及び担当執行役員は、各部門別に業績検討会議を開催し、プロジェクトの状況、業績見通し、クレーム情報、代金回収状況及びトラブル状況等の事業活動状況を報告させ、当該事業に内在するリスクを把握分析したうえで対策を検討し、リスク発生の未然防止及び発生した場合の的確な対応に努めるとともに、このうち重要な事項については、代表取締役、取締役及び執行役員で構成される経営会議に上程する。経営会議は、係る事項についての対策を審議・決定するとともに、全社横断的なリスク状況の監視及び対応を実施する。

総務部門は、各部門のリスク管理の状況を定期的に調査し、その結果を取締役会に報告する。

新たに生じたリスクについては取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定めるとともに、必要に応じ、弁護士等の外部の専門家の助言を求め、当該リスクに対応する体制を整える。

### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行については、職務権限規程に基づいて意思決定プロセスの効率化・迅速化を図るとともに、定期的に運用状況を検証する体制をとる。

また、部門ごとの責任を明確化したうえで、経営監視機能の向上と権限委譲による業務執行機能のスピードアップを図る。

代表取締役、取締役及び執行役員で構成する経営会議のなかで、重要案件を審議し、業務執行のスピードアップを図る。

「取締役会規程」ほか各種規程を適宜見直し、検証を図り、業務執行の責任と権限を明確にする。

⑤ 当社及び子会社からなる企業集団（以下「グループ会社」という。）における業務の適正を確保するための体制

(イ) 当社では、子会社の経営においては、各社の自主性を尊重しつつも、定期的な営業報告及び財務報告等を受け、経営会議にて検討のうえ、必要な指示指導を行う。また、必要に応じて子会社の代表者が経営会議に出席し状況説明を行うことにより、各社の経営状況を把握し、強固なグループ経営体制の維持を図る。

(ロ) グループ会社全てに適用されるリスク管理に係る規程を整備し、子会社においても親会社と同様の損失の危険の管理に関する体制を整える。

(ハ) 子会社の取締役に当社の取締役又は重要な使用人が兼任することにより、当該子会社の取締役の職務の執行の効率性を確保する。

(ニ) 取締役は、グループ会社において、法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告し、その是正を図る。また、子会社の取締役の職務の執行は、監査役は、監査対象とし、法令及び定款に違反する行為その他コンプライアンス上問題がある行為を発見した場合は、監査役は、取締役会に意見を述べるとともに、改善策の策定を求められることができる。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、監査役を補助すべき組織として、総務部門がこれを担当する。監査役がこれ以外に職務を補助すべき使用人を必要とした場合、監査役と協議のうえ、合理的な範囲で、監査役を補助すべき使用人として適切な人材を置く。

なお、監査役を補助する使用人の人事異動及び評価等については監査役会の同意を得たうえで決定することとし、取締役会からの独立性を確保する。また、当該使用人はその所属する取締役の指揮命令を受けることなく、監査役の指揮命令に従うものとする。

⑦ 取締役及び使用人並びに子会社の取締役・監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人並びに子会社の取締役・監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、重大な法令・定款違反又は当社の業務若しくは業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するとともに、監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うものとする。監査役は、監査役会規程に基づいてその他の監査役へ報告する体制をとる。

- ⑧ 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
当社の監査役へ報告を行ったグループ会社の取締役及び使用人に対し、そのことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する旨のグループ会社共通の規定を設け、その旨をグループ会社の取締役及び使用人に徹底する。
- ⑨ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
監査役がその職務の執行について必要な費用の前払等の請求をしたときは、総務部門において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ⑩ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制  
監査役は、重要な意思決定過程及び業務の執行状況等を把握するため、取締役会及び重要な会議に参加するとともに、取締役及び使用人から説明を求め又は情報の交換を行うこととする。また、監査役会は、随時代表取締役社長及び会計監査人との意見交換会を開催する。  
取締役会は、監査役への求めがあった場合、監査役がその職務遂行に関し、弁護士及び公認会計士等の外部専門家から、監査業務に関する必要な助言を受けることができる体制を整備する。
- ⑪ 反社会的勢力との関係遮断のための基本的な考え方とその整備体制  
当社グループは、反社会的勢力に対して屈することなく法律に則って対応する。社会的正義を実践するために社内ルールを定め、毅然とした態度で反社会的勢力との関係を遮断する。  
反社会的勢力に対する対応を統括する部署を設け、関係行政機関や外部専門機関等から情報収集に努める。社内に向けて対応方法等の周知を図り、社内関係部門、関係行政機関及び外部専門機関等と緊密に連携して、速やかに対応できる体制を整備する。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

上記「業務の適正を確保するための体制」の運用状況は次のとおりです。

① 取締役職務の執行について

取締役会規程や社内規程を制定し、取締役が法令並びに定款に則って行動するように徹底しております。当事業年度において取締役会を13回開催し、月次決算、適時開示書類、重要な組織及び人事異動などの決議を行っております。

② 取締役の職務の執行に係る情報保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報（文書又は電磁的記録）及びその他の重要な情報は、「取締役規程」、「情報セキュリティ管理規程」に基づき、適切な保存及び管理を行っております。

③ 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

「リスク管理規程」に即して、経営成績、財政状態等に影響を及ぼすリスクを識別、分析及び評価し、適切な対応を行っております。

④ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

関係会社管理規定に基づき、経営企画部が各子会社を管理指導しております。年4回開催するグループ連絡会を通じてグループ会社の業務進捗状況や業務運営上の課題等を把握し、業務運営の効率性を確保しております。また、稟議申請書等の管理を行うことで、その営業活動及び決裁権限等を把握し、適切な経営がなされていることを監督する体制を整備しております。

⑤ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は当事業年度において監査役会を13回開催し、監査役会において定めた監査計画に基づいた監査を実施しております。また、代表取締役、会計監査人並びに内部監査人との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行監査、内部統制システムの整備並びに運用状況を確認しております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社は、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策」に関して、平成29年3月23日開催の第22回定時株主総会終結の時をもって廃止いたしました。

# 連結貸借対照表

(平成29年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>4,474,518</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>615,218</b>
現金及び預金	3,393,323	支払手形及び買掛金	81,484
受取手形及び売掛金	138,870	1年内返済予定の長期借入金	6,242
有価証券	293,456	未払法人税等	89,898
商品及び製品	196,046	受注損失引当金	18,226
仕掛品	180,934	返品調整引当金	2,871
原材料及び貯蔵品	48,701	前受金	236,629
繰延税金資産	51,576	その他	179,866
その他	171,617	<b>固 定 負 債</b>	<b>295,733</b>
貸倒引当金	△8	長期借入金	214,027
<b>固 定 資 産</b>	<b>1,567,375</b>	資産除去債務	38,070
<b>有形固定資産</b>	<b>1,296,753</b>	その他	43,634
建物及び構築物	664,546	<b>負 債 合 計</b>	<b>910,952</b>
土地	620,202	<b>純 資 産 の 部</b>	
その他	12,005	<b>株 主 資 本</b>	<b>4,952,805</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>64,121</b>	資本金	5,000,000
のれん	33,461	資本剰余金	879,240
ソフトウェア	8,994	利益剰余金	△728,699
その他	21,665	自己株式	△197,735
<b>投資その他の資産</b>	<b>206,499</b>	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>42,956</b>
投資有価証券	0	為替換算調整勘定	42,956
繰延税金資産	57	<b>新 株 予 約 権</b>	<b>135,180</b>
その他	224,178	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>5,130,942</b>
貸倒引当金	△17,735	<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>6,041,894</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>6,041,894</b>		

# 連結損益計算書

(平成29年1月1日から  
平成29年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		1,777,412
売上原価		947,711
売上総利益		829,701
販売費及び一般管理費		939,413
営業損		109,712
営業外収益		
受取利息	20,212	
デリバティブ評価益	18,068	
投資有価証券清算分配金	10,021	
不動産賃貸料	14,738	
その他の	11,123	74,163
営業外費用		
支払利息	6,986	
不動産賃貸原価	8,195	
支払手数料	1,072	
その他の	1,461	17,716
経常損失		53,265
特別利益		
特定資産売却益	248,891	248,891
特別損失		
減損損失	8,696	
特定資産除却損	8,621	17,317
税金等調整前当期純利益		178,309
法人税、住民税及び事業税	100,548	
法人税等調整額	△57,450	43,097
当期純利益		135,211
親会社株主に帰属する当期純利益		135,211

## 連結株主資本等変動計算書

(平成29年1月1日から  
平成29年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	5,000,000	1,098,485	△761,649	△337,274	4,999,560
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△102,261		△102,261
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			135,211		135,211
自 己 株 式 の 取 得				△133,796	△133,796
自 己 株 式 の 処 分		△8,644		62,735	54,091
自 己 株 式 の 消 却		△210,600		210,600	-
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 ( 純 額 )					
当 期 変 動 額 合 計	-	△219,244	32,950	139,539	△46,754
当 期 末 残 高	5,000,000	879,240	△728,699	△197,735	4,952,805

	その他の包括利益累計額		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	為 替 換 算 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	△70,500	△70,500	154,134	5,083,194
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△102,261
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益				135,211
自 己 株 式 の 取 得				△133,796
自 己 株 式 の 処 分				54,091
自 己 株 式 の 消 却				-
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 ( 純 額 )	113,456	113,456	△18,954	94,502
当 期 変 動 額 合 計	113,456	113,456	△18,954	47,748
当 期 末 残 高	42,956	42,956	135,180	5,130,942

# 貸借対照表

(平成29年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>747,161</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>150,216</b>
現金及び預金	245,021	1年内返済予定の 関係会社長期借入金	44,000
売掛金	27,020	未払金	28,488
有価証券	293,456	未払費用	1,203
前払費用	4,550	未払法人税等	8,378
関係会社短期貸付金	10,000	預り金	36,787
繰延税金資産	18,890	その他	31,358
その他	148,223	<b>固 定 負 債</b>	<b>411,272</b>
<b>固 定 資 産</b>	<b>6,717,623</b>	関係会社長期借入金	356,000
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>107,145</b>	長期未払金	40,000
建物	13,413	繰延税金負債	1,542
工具器具及び備品	2,928	資産除去債務	13,729
土地	90,803	<b>負 債 合 計</b>	<b>561,489</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>19,352</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
商標権	19,345	<b>株 主 資 本</b>	<b>6,768,115</b>
その他	7	資本金	5,000,000
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>6,591,125</b>	資本剰余金	879,240
投資有価証券	0	資本準備金	12,002
関係会社株式	6,495,071	その他資本剰余金	867,238
関係会社長期貸付金	9,166	利益剰余金	1,086,610
破産更生債権等	13,220	利益準備金	56,929
その他	86,886	その他利益剰余金	1,029,680
貸倒引当金	△13,220	繰越利益剰余金	1,029,680
<b>資 産 合 計</b>	<b>7,464,784</b>	自己株式	△197,735
		<b>新 株 予 約 権</b>	<b>135,180</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>6,903,295</b>
		<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>7,464,784</b>

# 損益計算書

(平成29年1月1日から  
平成29年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
営業収益	1,007,842
売上総利益	1,007,842
一般管理費	393,741
営業利益	614,100
営業外収益	
受取利息	634
デリバティブ評価益	18,068
有価証券利息	19,273
投資有価証券清算分配金	10,021
不動産賃貸料	25,680
その他の他	9,632
	83,310
営業外費用	
支払利息	10,824
たな卸資産処分損	3,293
不動産賃貸原価	2,666
支払手数料	1,072
その他の他	1,252
	19,109
経常利益	678,302
税引前当期純利益	678,302
法人税等	18,478
法人税等調整額	△1,123
当期純利益	660,947

# 株主資本等変動計算書

(平成29年1月1日から  
平成29年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当 期 首 残 高	5,000,000	12,002	1,086,482	1,098,485	46,703	481,220	527,924
当 期 変 動 額							
剰余金の配当等						△102,261	△102,261
利益準備金の積立					10,226	△10,226	－
当 期 純 利 益						660,947	660,947
自己株式の取得							
自己株式の処分			△8,644	△8,644			
自己株式の消却			△210,600	△210,600			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当 期 変 動 額 合 計	－	－	△219,244	△219,244	10,226	548,459	558,685
当 期 末 残 高	5,000,000	12,002	867,238	879,240	56,929	1,029,680	1,086,610

	株 主 資 本		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計		
当 期 首 残 高	△337,274	6,289,134	154,134	6,443,268
当 期 変 動 額				
剰余金の配当等		△102,261		△102,261
利益準備金の積立		－		－
当 期 純 利 益		660,947		660,947
自己株式の取得	△133,796	△133,796		△133,796
自己株式の処分	62,735	54,091		54,091
自己株式の消却	210,600	－		－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△18,954	△18,954
当 期 変 動 額 合 計	139,539	478,981	△18,954	460,026
当 期 末 残 高	△197,735	6,768,115	135,180	6,903,295

## 連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成30年2月13日

株式会社トライアイズ  
取締役会 御中

清陽監査法人

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	光 成 卓 郎	Ⓔ
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	松 淵 敏 朗	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社トライアイズの平成29年1月1日から平成29年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トライアイズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成30年2月13日

株式会社トライアイズ  
取締役会 御中

清陽監査法人

指定社員 公認会計士 光 成 卓 郎 ㊞  
業務執行社員  
指定社員 公認会計士 松 渕 敏 朗 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社トライアイズの平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人清陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人清陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年2月22日

株式会社トライアイズ監査役会  
常勤監査役 下村昭彦 ㊟  
監査役 西村利行 ㊟  
監査役 松本理美 ㊟

(注) 監査役下村昭彦、西村利行並びに松本理美は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に規定する社外監査役であります。

以上

以上

## 株主総会参考書類

議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、事業の成長、拡大による企業価値の向上を最重要課題として認識するとともに株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつと考えております。

当社は、純粋持株会社制へ移行し、「株式会社トライアイズ」へ商号変更後10周年を迎えました。つきましては、株主の皆様のご支援に感謝の意を表するため、普通配当12円に記念配当3円を加え、15円とさせていただきます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金15円      総額125,094,900円

(普通配当12円、記念配当3円)

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年3月26日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

- (1) 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。また、監査役の責任免除に関する規定の削除に伴い、経過措置として附則を設けるものであります。
- (2) 取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことを目的として、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、現行定款第29条第2項を変更案第30条第2項のとおり変更するものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 取締役会の機動的な開催のため、取締役の全員が同意した場合には取締役会の招集手続を省略することができることを変更案第25条第2項のとおり明示するものであります。
- (4) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更内容は以下のとおりであります（下線部分が変更箇所）。

なお、本議案に係る定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものとします。

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第4条 （条文省略）	第1条～第4条 （現行どおり）
（機関の設置）	（機関の設置）
第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。	第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
1. 取締役会	1. 取締役会
2. 監査役	2. <u>監査等委員会</u>
<u>3. 監査役会</u>	（削 除）
<u>4. 会計監査人</u>	<u>3. 会計監査人</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第 6 条～第13条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>第14条～第19条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第20条 当社の取締役は、<u>7</u>名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>2. 取締役の選任については、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第 6 条～第13条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>第14条～第19条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第20条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)は、<u>4</u>名以内とする。</p> <p>2. 当社の監査等委員である取締役は、<u>3</u>名以内とする。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第21条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役(監査等委員である取締役を除く)の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p><u>2. 増員により又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>(削 除)</p> <p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>4. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>第23条～第24条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、各取締役及び監査役に対し、会日の1週間前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第23条～第24条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の1週間前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p><u>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p><u>第26条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第26条～第27条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2. 当会社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金200万円以上であらかじめ定めた金額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い金額とする。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の数)</p> <p>第30条 当会社の監査役は、5名以内とする。</p>	<p>第27条～第28条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>2. 当会社は、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く)</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金200万円以上であらかじめ定めた金額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い金額とする。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役の選任)</u>            第31条 監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p>	(削 除)
<p><u>(監査役の任期)</u>            第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。            2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p>	(削 除)
<p><u>(常勤監査役)</u>            第33条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u>            第34条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の1週間前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	(削 除)
<p><u>(監査役会規程)</u>            第35条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役の報酬等)</u>  第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によつて定める。</p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役の責任免除)</u>  第37条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2. 当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金200万円以上であらかじめ定めた金額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い金額とする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第5章 監査等委員会</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u>  第31条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の1週間前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>(常勤監査等委員)</u>
(新 設)	第32条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。
(新 設)	<u>(監査等委員会規程)</u>
第6章 会計監査人	第33条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
第38条～第39条 (条文省略)	第6章 会計監査人 第34条～第35条 (現行どおり)
(会計監査人の報酬等)	(会計監査人の報酬等)
第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	第36条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
(会計監査人の責任免除)	(会計監査人の責任免除)
第41条 (条文省略)	第37条 (現行どおり)
第7章 計 算	第7章 計 算
(事業年度)	(事業年度)
第42条 (条文省略)	第38条 (現行どおり)
(期末配当金)	(期末配当金)
第43条 当社は株主総会の決議によって毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という)をすることができる。	第39条 当社は、株主総会の決議によって毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という)をすることができる。

現 行 定 款	変 更 案
<p>第44条～第45条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第40条～第41条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>第 1 条 当社は、取締役会の決議によって、第23  <u>回定時株主総会終結前の行為に関する監査</u>  <u>役 (監査役であった者を含む) の会社法第</u>  <u>423条第1項の賠償責任について法令に定</u>  <u>める要件に該当する場合には、賠償責任額</u>  <u>から法令に定める最低責任限度額を控除し</u>  <u>て得た額を限度として免除することができる。</u></p>

**第3号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（5名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです）3名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する株式の数	当社との関係 特別利害関係
1	いけだ ひとし 池田 均 (昭和32年2月20日生)	昭和56年4月 ホツシ・オートメディアシステム(株)入社 昭和59年4月 山一証券(株)入社 平成10年3月 横河電機(株)入社 平成12年8月 東京三菱TDウォーターハウス証券(株)入社 平成16年6月 平成電電(株)入社 当社出向 平成17年3月 当社取締役 平成17年6月 当社常務取締役 平成17年11月 当社代表取締役社長(現任) (重要な兼職の状況) TRIIS INTERNATIONAL AMERICA INC.取締役 拓莉司国際有限公司取締役 (株)トライアイズビジネスサービス取締役 (株)セレクトティブ取締役 東京ブラウス(株)取締役 濱野皮革工藝(株)取締役 (株)クレアリア代表取締役社長	335,650株	なし

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の 社数	当社との 特別 利害 関係
2	さ とう り き こ 佐 藤 有 希 子 (昭和48年5月8日生)	平成7年4月 イー・ピー・エス㈱入社 平成9年6月 ㈱平和情報センター入社 平成18年12月 当社総務部長 平成19年12月 当社執行役員 平成21年3月 当社取締役 平成25年1月 当社取締役副社長 平成25年12月 当社代表取締役副社長(現任) (重要な兼職の状況) TRIS INTERNATIONAL AMERICA INC.代表取締役社長 拓莉司国際有限公司代表取締役社長 ㈱トライアイズビジネスサービス取締役 ㈱セレクトティブ代表取締役社長 東京ブラウス㈱代表取締役社長 濱野皮革工藝㈱代表取締役社長 ㈱クレアリア取締役	178,000株	なし
3	せ き み つ え 関 光 江 (昭和52年9月4日生)	平成13年4月 ㈱パパス入社 平成28年6月 当社国際事業開発部長 平成28年7月 当社総務部長(現任) 当社執行役員 平成29年3月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) ㈱トライアイズビジネスサービス代表取締役社長	78,900株	なし

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する株式の数	当社との特別の利害関係
1	たか い しょう ちよ 高 井 章 吾 (昭和13年4月17日生)	昭和43年4月 第一東京弁護士会所属 藤林法律事務所入所 昭和44年4月 同事務所パートナー 平成15年7月 住友金属工業(株)非常勤監査役 平成19年7月 社団法人しんきん保証基金理事 平成20年11月 東京ブラウス(株)非常勤監査役 平成25年2月 (株)ノダ監査役 平成27年2月 (株)ノダ社外取締役 平成28年3月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 藤林法律事務所パートナー (株)ノダ社外取締役	1,200株	なし
〔社外取締役候補者とした理由〕 弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、主にコンプライアンスの観点から有益なアドバイスをいただけるものと期待し、社外取締役候補者としております。なお、同氏は過去に社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与したことはございませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。				
2	にし むら とし けい 西 村 利 行 (昭和22年11月30日生)	昭和46年4月 山一証券(株)入社 平成10年3月 日本原子力発電(株)入社 平成25年2月 濱野皮革工業(株)社外監査役 平成25年2月 (株)クリアリア社外監査役 平成25年3月 当社社外監査役(現任)	2,000株	なし
〔社外取締役候補者とした理由〕 山一証券(株)及び日本原子力発電(株)での幅広く高度な見識と長年の豊富な経験を、社外取締役として当社の監査等に活かしていただけるものと判断し、社外取締役候補者としております。なお、同氏は過去に社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与したことはございませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する社 株の数	当社との特 別の利害関係
3	さくら い やす ふみ 櫻 井 康 史 (昭和54年4月16日生)	平成20年12月 弁護士登録 高橋修平法律事務所入所 平成27年1月 晴海パートナーズ法律事務所開所 同事務所パートナー 平成29年4月 一般社団法人スポーツ・コンプライアンス 教育振興機構理事 (重要な兼職の状況) 晴海パートナーズ法律事務所パートナー 一般社団法人スポーツ・コンプライアンス教育振興機構理事	-	なし
<p>〔社外取締役候補者とした理由〕</p> <p>弁護士としての専門的な知識と幅広い経験を有するとともに、企業法務にも精通しており、これらを当社の監査等に活かしていただけるものと判断し、社外取締役候補者としております。なお、同氏は過去に社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与したことはございませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。</p>				

- (注) 1. 高井章吾氏、西村利行氏及び櫻井康史氏は、社外取締役候補者であります。
2. 高井章吾氏は現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
3. 西村利行氏は現在当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって5年となります。
4. 当社は、高井章吾氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の選任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
5. 第2号議案「定款一部変更の件」並びに高井章吾、西村利行及び櫻井康史の各氏の選任が原案どおり承認された場合には、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、2百万円又は法令の定める額のいずれか高い金額といたします。

**第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件**

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する株式の数	当社との関係 特別利害関係
根本修一郎 (昭和32年3月8日生)	昭和55年4月 ㈱富士銀行入行 平成13年9月 リソパ・システム・ヘルシング入社 平成16年12月 クレセント・パートナーズ設立 同社代表 平成24年9月 クレセント・アジア代表 (重要な兼職の状況) クレセント・アジア代表	-	なし
[補欠の社外取締役候補者とした理由] 金融機関や投資会社での豊富なアドバイザー経験から培った高度な経営的見識を有していることから、当社の経営及び業務執行に対して公正かつ客観的な立場からアドバイスをいただけるものと期待し、補欠の社外取締役候補者としております。			

- (注) 1. 根本修一郎氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
2. 第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認され、かつ同氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、2百万円又は法令の定める額のいずれか高い金額といたします。

#### **第6号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額設定の件

当社は、取締役の報酬等について、平成12年5月26日開催の第5回定時株主総会において、年額500百万円以内（ただし、ストックオプションによる報酬は別枠とし、使用人分給与は含まない）とご承認いただいておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです）の報酬等の額を年額500百万円以内とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたします。

現在の取締役は5名であります。第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は3名となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

#### **第7号議案** 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額30百万円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

## 第8号議案 取締役に対するストックオプションの報酬額及び具体的内容決定の件

当社は、取締役に対するストックオプションの報酬額につきましては、平成23年3月25日開催の第16回定時株主総会において、年額100百万円以内と決議いただいておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、現在の取締役に対するストックオプションの報酬等の額についての定めを廃止し、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く）のストックオプションの報酬額を年額100百万円以内、監査等委員である取締役のストックオプションの報酬額を年額5百万円以内として設定したいと存じます。

なお、本議案は、第6号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額設定の件」でご承認をお願いしております年額500百万円の報酬等の限度額及び第7号議案「監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件」でご承認をお願いしております年額30百万円の報酬等の限度額とは別枠で、ストックオプションとして新株予約権を発行することにつきご承認をお願いするものであります。現在の取締役は3名（社外取締役を除く）であります。第2号議案「定款一部変更の件」、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は3名、監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役3名）となります。

当該ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的内容は、当社における当社取締役の業務執行の状況・貢献度等を基準としております。当社は、上記事情に鑑み、当該ストックオプションとしての新株予約権の具体的内容は相当なものであると考えております。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役の報酬として新株予約権を割り当てる理由及び取締役に対するストックオプションとしての新株予約権の具体的内容は次のとおりであります。

### 1. 取締役の報酬として新株予約権を割り当てる理由

当社は、取締役に対する報酬制度に関して、退任慰労金制度を廃止し、当社の業績と株式価値との連動性をより一層強固なものとし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的に、平成23年3月25日開催の第16回定時株主総会決議により、当社の取締役に対し、株式報酬型ストックオプションを導入しております。監査等委員会設置会社への移行後も従前と同様に、中長期に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的に、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び監査等委員である取締役に対し、株式報酬型ストックオプションを発行したいと存じます。

## 2. ストックオプションとしての新株予約権の総数

5,200個（うち取締役（監査等委員である取締役を除く）5,000個、監査等委員である取締役200個）を各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。

## 3. ストックオプションとしての新株予約権の具体的内容

### (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。なお、本議案の決議日（以下、「決議日」という）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

なお、上記のほか、決議日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

当社普通株式520,000株（うち取締役（監査等委員である取締役を除く）500,000株、監査等委員である取締役20,000株）を、各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数の上限とし、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に下記新株予約権の総数を乗じた数を上限とする。

### (2) 新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際して算定された新株予約権の公正価額を基準として当社取締役会で定める額とする。

また、割当てを受ける者が、金銭による払込みに代えて、当社に対して有する報酬債権と新株予約権の払込債務とを相殺する。

### (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各当該新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

### (4) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から30年以内の範囲で、当社取締役会で定める期間とする。

### (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

### (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時点以降、新株予約権を行使することができるものとする等、新株予約権の行使の条件については、新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定めるものとする。

(8) 新株予約権のその他の内容等

新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定めるものとする。

(9) 新株予約権の取得条項

以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ② 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(10) 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生じる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生じる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生じる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。

- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（１）に準じて決定する。
  - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（３）で定められる行使価額を調整して得られる再編後の行使価額に、上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる金額とする。
  - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
上記（４）に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記（４）に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記（５）に準じて決定する。
  - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
  - ⑧ 新株予約権の取得条項  
上記（９）に準じて決定する。
- (11) 新株予約権を行使した際に生ずる１株に満たない端数の取決め  
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

以 上

## インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

### 1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net/>

### 2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、平成30年3月22日（木曜日）午後6時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金(接続料金等)は、株主様のご負担となります。

### 3. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

### 4. システムに係わる条件について

インターネットにより議決権行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。

ア. 画面の解像度が 横800×縦600ドット (SVGA) 以上であること。

イ. 次のアプリケーションをインストールしていること。

(a).ウェブブラウザとして Ver.5.01 SP2 以降の Microsoft® Internet Explorer

(b).PDFファイルブラウザとして Ver.4.0 以降の Adobe® Acrobat® Reader®または、Ver.6.0 以降の Adobe® Reader®

※Internet Explorerは米国Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader®及びAdobe® Reader®は米国Adobe Systems Incorporatedの、米国及び各国での登録商標、商標及び製品名です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

- ウ. ウェブブラウザ及び同アドインツール等で“ポップアップブロック”機能を有効とされている場合、同機能を解除（または一時解除）するとともに、プライバシーに関する設定において、当サイトでの“Cookie”使用を許可するようにしてください。
- エ. 上記サイトに接続できない場合、ファイアウォール・プロキシサーバ及びセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、その設定内容をご確認ください。
- オ. スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合があります。

5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコンの操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
[電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00～21:00)

- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社にお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行 証券代行事務センター  
[電話] 0120 (782) 031 (受付時間 9:00～17:00 土日休日を除く)

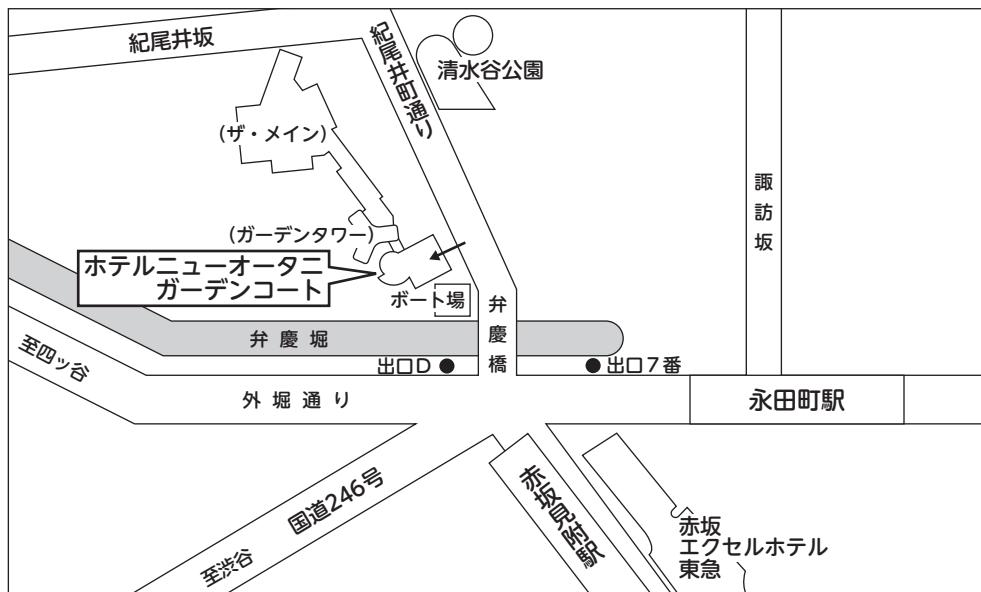
以 上

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

## 株主総会会場ご案内図

会 場 東京都千代田区紀尾井町4番1号  
ホテルニューオータニ  
ガーデンコート 5階 『シリウス』



- (交 通) ①東京メトロ半蔵門線・南北線 永田町駅 (出口7番) から徒歩3分  
②東京メトロ丸ノ内線・銀座線 赤坂見附駅 (赤坂地下道出口D 紀尾井町方面) から徒歩3分

井慶橋を渡り、ガーデンコート1階エレベーターホールまでお進みいただき、5階宴会会場までお上がりください。

お願い：当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。